

尼崎市いじめ防止基本方針 新旧対照表（令和2年度改定）

改正後	現行
<p>1 はじめに</p> <p>いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、<u>健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、決して許される行為ではない。</u></p> <p>尼崎市は、平成6年(1994年)に日本が批准した「<u>児童の権利に関する条約</u>」(子どもの権利条約)及び「<u>尼崎市子どもの育ち支援条例</u>」の趣旨を踏まえ、いじめの問題に対し、児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)(以下「法」という。)第12条に基づく「<u>尼崎市いじめ防止基本方針</u>」を策定する。</p> <p>2 略</p> <p>(5 いじめの定義 へ移行)</p> <p>3 いじめに対する共通理解</p> <p>(1) いじめは、どこの学校のどの児童生徒にも</p>	<p>1 はじめに</p> <p>(1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、<u>その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許される行為ではない。</u></p> <p>(2) 尼崎市は、<u>子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを地域社会全体で支えることを基本理念とした「尼崎市子どもの育ち支援条例」の考え方を踏まえ、いじめの問題に対し、児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組む。</u></p> <p>(3) 尼崎市は、<u>こうした考え方を踏まえ、学校(市立小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校をいう。以下同じ。)に在籍する児童生徒におけるいじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進していくため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)(以下「法」という。)第12条に基づく「<u>尼崎市いじめ防止基本方針</u>」を策定する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 いじめの定義</p> <p>学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)</p> <p>4 いじめに対する共通理解</p> <p>(1) いじめは、どこの学校のどの児童生徒にも</p>

成長過程の中で起こり得るものである。そのため、学校は積極的にいじめを認知し、適切に対応していくことが重要であり、学校、教育委員会及び市は、相談しやすい体制づくりや雰囲気づくりをする必要がある。

(2) 暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ、無視など)は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。

(3) 暴力を伴わないいじめは、個々の行為だけを見れば、日常的によくあるトラブルであるが、それが繰り返し、集中的に行われることで、生命又は身体に重大な危険が生じる可能性がある。

(4) いじめを積極的に是認する観衆やいじめを暗黙的に支持する傍観者が、いじめを助長するため、それらを許さない学校の雰囲気づくりが重要である。

成長過程の中で起こり得るもので、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっていじめを解決していくことが重要である。

(2) 学校が積極的にいじめを認知し、適切に対応していけるよう、学校及び教育委員会は、相談しやすい体制づくりや雰囲気づくりをしていくことが重要である。

(3) 暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ、無視など)は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する可能性がある。

(4) 暴力を伴わないいじめは、個々の行為だけを見れば、日常的によくあるトラブルであるが、それが繰り返し、集中的に行われることで、生命又は身体に重大な危険が生じる可能性がある。

(5) いじめを積極的に是認する観衆やいじめを暗黙的に支持する傍観者が、いじめを助長するため、それらを許さない学校の雰囲気づくりが重要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

No.	視点	内容
1	未然防止	<p>① 学校、家庭及び地域は、いじめがどこの学校でもどの児童生徒にも起こり得るものであることを理解する必要がある。</p> <p>② 学校及び教育委員会は、日々の教育活動の中で、いじめは決して許される行為ではないことを、児童生徒が自ら考え、理解できるよう働きかけるとともに、児童生徒が共にいじめを解決していけるような力を身につけ、成長していけるよう、具体的な事例を提供するなどして導いていく必要がある。</p>

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

No.	視点	内容
1	未然防止	<p>① 学校、家庭及び地域は、いじめがどこの学校でもどの児童生徒にも起こり得るものであることを理解する必要がある。</p> <p>② 学校及び教育委員会は、日々の教育活動の中で、いじめは決して許される行為ではないことを、児童生徒が自ら考え、理解できるよう働きかけるとともに、児童生徒が共にいじめを解決していけるような力を身につけ、成長していけるよう、具体的な事例を提供するなどして導いていく必要がある。</p>

		<p>③ 学校及び教育委員会は、いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、児童生徒がストレスに適切に対処し、成長していける力を育む必要がある。また、児童生徒が自己肯定感(自分は大切な存在、自分はかけがえのない存在と思える気持ち)や自己有用感(自分が他者の役に立っているなど、自分の存在価値を認識できる気持ち)を感じられる学校の雰囲気づくりに取り組む必要がある。</p> <p>④ 市(教育委員会を含む)は、いじめの防止に向けて、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識などを児童生徒が身につけることができるよう家庭、地域及び関係機関へ働きかけを行い、また、相互に主体的な連携を図ることができるよう支援を行うことが重要である。</p>			<p>③ 学校及び教育委員会は、いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、児童生徒がストレスに適切に対処し、成長していける力を育む必要がある。また、児童生徒が自己肯定感(自分は大切な存在、自分はかけがえのない存在と思える気持ち)や自己有用感(自分が他者の役に立っているなど、自分の存在価値を認識できる気持ち)を感じられる学校の雰囲気づくりに取り組む必要がある。</p> <p>④ 市(教育委員会を含む)は、いじめの防止に向けて、自分を大切にする心、他者を尊重する心、規範意識などを児童生徒が身につけることができるよう家庭、地域及び関係機関へ働きかけを行い、また、相互に主体的な連携を図ることができるよう支援を行うことが重要である。</p>
2	早期発見	<p>① 学校、家庭及び地域は、日頃から児童生徒の視点に立ち、しっかりと向き合いつつ、その声に耳を傾け、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする必要がある。</p> <p>② 学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める中で、児童生徒</p>	2	早期発見	<p>① 学校、家庭及び地域は、日頃から児童生徒の視点に立ち、しっかりと向き合いつつ、その声に耳を傾け、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする必要がある。</p> <p>② 学校は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める中で、児童生徒</p>

		<p>が相談しやすい雰囲気を作る必要がある。</p> <p>③ 家庭、地域及び児童生徒は、いじめを発見した場合やいじめの疑いがあると認識した場合、見て見ぬ振りや隠すことなく、学校を含めた相談窓口に知らせる必要がある。</p>			<p>が相談しやすい雰囲気を作る必要がある。</p> <p>③ 家庭、地域及び児童生徒は、いじめを発見した場合やいじめの疑いがあると認識した場合、見て見ぬ振りや隠すことなく、学校を含めた相談窓口に知らせる必要がある。</p>
3	事案対処	<p>① 学校は、いじめを認知した場合は、いじめをやめさせる措置を行い、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するなど、学校全体で速やかに組織的に対応することが重要である。</p> <p>② 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその家庭への支援に加えて、いじめを行った児童生徒及びその家庭に対して指導を行うとともに、必要に応じて支援を行う。</p> <p>③ 学校は、いじめの対応方法について、日頃から理解を深め、教職員間で共通理解を図ることが重要である。</p>	3	事案対処	<p>① 学校は、いじめを認知した場合は、いじめをやめさせる措置を行い、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の安全を確保するなど、学校全体で速やかに組織的に対応することが重要である。</p> <p>② 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその家庭への支援に加えて、いじめを行った児童生徒及びその家庭に対して指導を行うとともに、必要に応じて支援を行う。</p> <p>③ 学校は、いじめの対応方法について、日頃から理解を深め、教職員間で共通理解を図ることが重要である。</p>
4	検証と改善	<p><u>学校、教育委員会及び市は、いじめ事案の発生原因や背景要因を分析し、また、いじめへの対応について検証し、今後のいじめの防止等の取組へ反映させる。</u></p>	4	家庭、地域及び関係機関との連携	<p>① <u>家庭、地域及び関係機関は、学校だけでは対応できない事案の場合、学校と連携・協力する必要がある。</u></p> <p>② <u>学校は、平素から家庭、地域及び関係機関と連携する場を確保し、お互</u></p>

<p>5 いじめの定義</p> <p>学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>(削除)</p>		<p>いが情報共有できる体制を構築する必要がある。</p>					
	<p>6 いじめの防止等に係る本市の取組み(現状)</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="802 719 885 763">No.</th> <th data-bbox="885 719 1038 763">視 点</th> <th data-bbox="1038 719 1393 763">具体的な取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="802 763 885 2002">1</td> <td data-bbox="885 763 1038 2002">未然防止</td> <td data-bbox="1038 763 1393 2002"> <p>・児童生徒、教職員、家庭及び地域に対するいじめ問題の正しい理解についての普及啓発</p> <p>生命を尊重する心や規範意識の育成を重点項目にし、児童生徒向けの講演会(年2回)と家庭、地域に向けた講演会(年1回)を全小中学校において実施することで、いじめ問題などの道徳的課題について考える機会を提供する「こころの教育推進事業」などを実施している。また、特に、インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じて行われるいじめが、昨今増加傾向にあることから、それらを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるよう、児童生徒、教職員、家庭及び地域に対して、様々な機会を捉えて啓発を実施している。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	No.	視 点	具体的な取組内容	1	未然防止	<p>・児童生徒、教職員、家庭及び地域に対するいじめ問題の正しい理解についての普及啓発</p> <p>生命を尊重する心や規範意識の育成を重点項目にし、児童生徒向けの講演会(年2回)と家庭、地域に向けた講演会(年1回)を全小中学校において実施することで、いじめ問題などの道徳的課題について考える機会を提供する「こころの教育推進事業」などを実施している。また、特に、インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じて行われるいじめが、昨今増加傾向にあることから、それらを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるよう、児童生徒、教職員、家庭及び地域に対して、様々な機会を捉えて啓発を実施している。</p>
No.	視 点	具体的な取組内容					
1	未然防止	<p>・児童生徒、教職員、家庭及び地域に対するいじめ問題の正しい理解についての普及啓発</p> <p>生命を尊重する心や規範意識の育成を重点項目にし、児童生徒向けの講演会(年2回)と家庭、地域に向けた講演会(年1回)を全小中学校において実施することで、いじめ問題などの道徳的課題について考える機会を提供する「こころの教育推進事業」などを実施している。また、特に、インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じて行われるいじめが、昨今増加傾向にあることから、それらを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対応ができるよう、児童生徒、教職員、家庭及び地域に対して、様々な機会を捉えて啓発を実施している。</p>					

		<p>・児童生徒に対する体験活動</p> <p>様々な体験活動を通して、人とのふれあいや地域社会への理解を深めるなどし、社会性や豊かな人間性を育むことが、いじめの未然防止にも繋がることから、自然学校推進事業(小学校5年生)及び環境体験事業(小学校3年生)を内容とする「小学校体験活動事業」や5日間の職場体験活動や文化・芸術創作体験活動、ボランティア・福祉体験活動などを内容とする「トライやる・ウィーク推進事業」(中学校2年生)などを実施している。</p> <p>・児童生徒による主体的な活動</p> <p>児童生徒自らが、いじめの問題を自らの問題として受け止め、主体的に学び、取り組んでいくことが、いじめの未然防止に繋がることから、「社会力育成事業」では、良好な人間関係を築く力や課題解決に必要な力といった社会力の育成に関する取組みを進めている。また、「ティーンズミーティング開催事業」を実施し、「子ども同士の関係を、よりよくするためにできること」等をテーマに、子ども同士が話し合える機会を設けている。</p>
--	--	---

		<p>・教職員に対する資質能力向上に向けた各種研修 道徳、人権研修や指導力向上研修に加え、カウンセリングマインド研修など、いじめの防止等の研修を定期的実施している。（「教職員研修事業」）</p> <p>・家庭における児童生徒の育成に向けた働きかけ 市（教育委員会を含む。）は、家庭が児童生徒に対する教育の第一義的な責任があることから、児童生徒がいじめを行うことのないよう、機会があるごとに、家庭向けに講演会などで啓発を行っている。</p> <p>・地域における児童生徒の育成 市は、地域の子育て機能向上のため、子育てコミュニティワーカー（CSW）が、「ティーンズミーティング開催事業」における児童生徒の意見等を題材にするなどして、地域の主体的な取り組みが進むよう働きかけを行う「地域社会の子育て機能向上支援事業」などを実施している。</p> <p>・就学前段階からの取り組み 幼稚園や保育所等において、日々の生活や遊びを通じて、さまざまな人と関わること、人を認めることなどを学ぶ取り組みを進めている。</p>
--	--	--

	2	早期発見	<p>・相談窓口の体制の整備、充実及び相談窓口の周知</p> <p>市(教育委員会を含む。)は、いじめに関連した相談を受け付けるための体制の整備、充実を図るとともに、いじめの防止等の啓発の中で、本市及び他機関の相談窓口の周知にも努めている。</p> <p><本市相談窓口></p> <p>教育相談(教育相談・特別支援担当)、こども家庭相談(生活支援相談課)、人権相談(市民相談担当)</p> <p><他機関等の相談窓口></p> <p>24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)、ひょうごっ子<いじめ・体罰・子ども安全>相談24時間ホットライン(兵庫県)、ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口(兵庫県)、ひょうごっ子悩み相談センター(兵庫県)、ヤングトーク(兵庫県)、尼崎少年サポートセンター(兵庫県)、子どもの人権110番(法務省)、子どもの人権SOSミニレター(法務省)など</p> <p>・専門家の学校への派遣</p> <p>市は、学校からの要請に基づきスクールソーシャルワーカー(子どもの育ち支援ワーカー)を派遣して、教職員と協働しながら、いじめを受けているなどの要支援の子どもを発見し、場</p>
--	---	------	--

		<p>合によっては関係機関とも連携しながら対応する「子ども家庭相談支援体制整備事業」などを実施している。</p> <p>・教職員に対する資質能力向上に向けた各種研修 道徳、人権研修や指導力向上研修に加え、カウンセリングマインド研修など、いじめの防止等の研修を定期的実施している。 (「教職員研修事業」)</p>
	3	<p>事案対処</p> <p>・学校との情報共有 教育委員会は、各学校のいじめの認知件数やその処理状況の定期的な把握に努めるなど、学校との情報共有を図っている。</p> <p>・学校の支援 教育委員会は、学校だけでは解決が困難な事案の場合、スクールカウンセラー(SC)のスーパーバイザーを派遣して対応にあたり、学校を支援している。</p> <p>・専門家の学校への派遣 市は、学校からの要請に基づきスクールソーシャルワーカー(子どもの育ち支援ワーカー)を派遣して、教職員と協働しながら、いじめを受けているなどの要支援の子どもを支援し、場合によっては関係機関とも連携しながら対応する「子ども家庭相談支援体制整備事業」などを実施してい</p>

			<p>る。</p> <p>・教職員に対する資質能力向上に向けた各種研修 道徳、人権研修や指導力向上研修に加え、カウンセリングマインド研修など、いじめの防止等の研修を定期的実施している。 (「教職員研修事業」)</p>
<p>6 いじめの解消</p> <p>いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。</p> <p>ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。</p> <p>(1) いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>被害者に対する心理的又は物理的な影響を</p>	4	家庭、地域及び関係機関との連携	<p>・市(教育委員会を含む。)、学校、家庭、地域及び関係機関の連携による児童生徒の育成</p> <p>尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に関する情報共有や意見交換を行っている。 (構成員;市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、保護者団体、青少年育成団体など)</p> <p>また、「のびよ尼っ子健全育成事業」では、あいさつ運動、美化活動、講演会等を実施し、学校、家庭、地域、関係機関が協力して児童生徒の健全育成に取り組んでいる。</p>

与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(削除)

7 いじめの防止等に係る学校の取組み(現状)

No.	視 点	具体的な取組内容
1	未然防止	・教材や資料等を活用した児童生徒に対する道徳教育の実施 ・学級活動や児童会、生徒会活動等での児童生徒のいじめ防止の主体的な取組み

		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者研修会の開催やホームページ、学校・学年だより等による家庭への啓発 ・いじめ対応マニュアルや事例研究等を活用した教職員に対する校内研修 ・スクールカウンセラー等の専門家を講師とした教職員に対する研修
2	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員によるきめ細かな児童生徒の言動等の観察 ・生活ノートや連絡帳、家庭訪問等による教職員の児童生徒や家庭との信頼関係の構築 ・保護者懇談や教育相談の実施 ・学期に1回程度のアンケート調査の実施や相談箱の設置 ・いじめ対応マニュアルや事例研究等を活用した教職員に対する校内研修 ・スクールカウンセラー等の専門家を講師とした教職員に対する研修 ・困難事案等の必要に応じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー等各種専門家による対応の協議
3	事案対処	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちにいじめを止めさせ、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保とともに、いじめを行った児

			<p>児童生徒に対して適切な指導を行うなど、組織的な対応の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学校でのいじめ対応組織の設置 ・いじめ対応マニュアルや事例研究等を活用した教職員に対する校内研修 ・スクールカウンセラー等の専門家を講師とした教職員に対する研修 ・困難事案等の必要に応じたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー等各種専門家による対応の協議
<p>7 重大事態への対処</p> <p>重大事態とは、<u>法第28条に規定する次の場合とし、法、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 29 年 3 月文部科学大臣最終決定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年3月文部科学省)</u>に基づき適切に対処する。</p> <p>(1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 など <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合</p>	4	家庭、地域及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校区健全育成協議会等を通じた、学校・PTA・関係機関の情報共有や意見交換

は、学校又は教育委員会の判断による。)学校を
 欠席することを余儀なくされている疑いがあると
 認めるとき。

(削除)

8 いじめの防止等に係る本市及び学校の取組
 みの評価・課題・対応策

No.	視 点	取組みの評価・課題・対応策
1	未然防止	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでから行われてきた取組みは啓発や体験活動等が中心で、いじめの未然防止を主目的に取り組む施策ではないものが多いが、それぞれの取組みが一定の成果を上げていることで、いじめの未然防止についても間接的に効果を上げていると考えられる。ただし、効果測定ができる客観的な数値データはない。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の取組みが、実際にいじめの未然防止として効果があるのか、客観的な数値データを経年的に取るなどして検証していく必要がある。 ・いじめの未然防止に直接効果があると考えられる取組みが少ない。 ・昨今増加傾向にあるインターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を通じて行われるいじめの行為は、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民

		<p>法上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させ、効果的な未然防止の取組みを進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、学校で組織的に対応するためには、学校に設置されているいじめ対応組織への報告や、参集して対応を検討するなどの時間を確保する必要がある。 ・学校は、定期的な調査の実施やいじめの組織的な対応など、各学校のいじめ防止基本方針に基づき取り組む必要がある。 <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が児童生徒と接する時間をできるだけ多く確保し、児童生徒の日常的な観察に努めることがもっとも重要である。これに加え、例えば、アンケートによる心理尺度等を用いた調査を活用するなどして、各学級における児童生徒の心理状態の変化を見ていくことについて、段階的に進めていくことも有効である。 ・児童生徒がストレスに適切に対処し、少しでもその軽減を図り、心の安定を図られるような取組みを道徳教育の中で考えつつ、強化していく。
--	--	--

		<p>・関係機関とも連携する中で、児童生徒と保護者の両者を対象として、更なる情報モラル教育の推進に取り組んでいく。</p> <p>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や派遣、「学校支援専門家派遣事業」の実施などにより、いじめに適切に対処できる体制を作るとともに、教職員の日常業務の負担軽減に取り組む。</p> <p>・教育委員会は、各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に必要な指導、助言を行う。</p>
	2	<p>早期発見</p> <p>【評価】</p> <p>・児童生徒の状況の変化等をすばやく把握し、適切な対応ができるよう、各種の取組みを実施しており、一定の効果을上げている。</p> <p>【課題】</p> <p>・教職員の能力や経験年数に差があることに加え、いじめかどうかの線引きが難しく、認知が難しいケースがある。</p> <p>【対応策】</p> <p>・例えば、アンケートによる心理尺度等を用いた調査を活用するなどして、人間関係の構築が難しい児童生徒を把握し、客観的なデータに基づき対応していく</p>

		<p>ことについて、段階的に進めていくことも有効である。</p>
3	事案対処	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを認知した後、いじめに関係する児童生徒等に対する指導、支援など、適切な対応ができるよう、各種の取組みを実施しており、一定の効果を上げている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に対応していく際、学校(教職員)が、いじめが起こった背景やいじめに関係する児童生徒の家庭環境などを把握していく必要があるが、その内容が多様化及び複雑化してきており、対応に苦慮することが多くなっている。 <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめなどの学校が抱える様々な問題に対して、法的なアドバイスや精神医療的なアドバイスなどが得られるよう、「学校支援専門家派遣事業」の活用を推進する。
4	家庭、地域及び関係機関との連携	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止や早期発見が図られるよう、関係者がいじめの防止等に関する様々な情報を共有することで、いじめの防止等への対応力の向上に寄与している。

		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の情報共有により、いじめの防止等に関するさらなる連携した取組みに繋げていく必要がある。 <p>【対応策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第14条第1項に基づく尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、定期的に関係者間で情報共有や意見交換を行う機会を設けるほか、各中学校区健全育成協議会を活用して、新たにいじめの防止等に係る取組みを始めるなど、関係機関及び団体相互のさらなる連携の推進に努めていく。
--	--	---

8 いじめの防止等のための組織体制

No.	組織	内容
1	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会<常設>	<p>市は、法第14条第1項に基づく組織を設ける。</p> <p>【構成員】</p> <p>市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、保護者団体、青少年育成団体など</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に関する情報共有及び意見交換 ・関係機関及び団体相互の連絡調整
2	尼崎市いじめ問題対策審議会<常設>	<p>教育委員会は、法第14条第3項及び法第28条第1項に基づく組織を設ける。</p> <p>【構成員】</p> <p>弁護士、医師、学識経験</p>

9 いじめの防止等のための組織体制

No.	組織	内容
1	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会<常設>	<p>市は、法第14条第1項に基づく組織を設ける。</p> <p>【構成員】</p> <p>市、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、保護者団体、青少年育成団体など</p> <p>【所掌事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの問題に関する情報共有及び意見交換 ・関係機関及び団体相互の連絡調整
2	尼崎市いじめ問題対策審議会<常設>	<p>教育委員会は、法第14条第3項及び法第28条第1項に基づく組織を設ける。</p> <p>【構成員】</p> <p>弁護士、医師、学識経験</p>

		者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など 【所掌事務】 ・いじめ防止等のための対策の検討 ・重大事態の調査審議			者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など 【所掌事務】 ・いじめ防止等のための対策の検討 ・重大事態の調査審議
3	尼崎市いじめ問題調査委員会<非常設>	市は、法第30条第2項に基づく組織を設ける。 【構成員】 弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など 【所掌事務】 ・法第28条第1項に基づく重大事態に係る調査結果の再調査 ・再調査結果を踏まえた再発防止策の検討	3	尼崎市いじめ問題調査委員会<非常設>	市は、法第30条第2項に基づく組織を設ける。 【構成員】 弁護士、医師、学識経験者、心理又は福祉に関する専門的知識及び経験を有する者など 【所掌事務】 ・法第28条第1項に基づく重大事態に係る調査結果の再調査 ・再調査結果を踏まえた再発防止策の検討

(※)上記組織の他、家庭、地域及び関係機関は、学校だけでは対応が困難な事案の場合、学校と連携・協力し、また、学校は平素から家庭、地域及び関係機関と連携する場を確保し、お互いが情報共有できる体制を構築する。

9 その他

本市の基本方針の内容については、国の見直し状況や本市の取組み状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

(6 いじめの解消 へ移行)

10 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断

<p>(7 重大事態への対処 へ移行)</p>	<p>するものとする。</p> <p>(1) いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。</p> <p>(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p> <p>上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。</p> <p><u>11 重大事態への対処</u></p> <p><u>重大事態への対処については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年3月文部科学省)に基づき適切に対処する。</u></p> <p>(1) <u>重大事態の意味</u></p>
-------------------------	--

	<p><u>重大事態とは、法第28条に規定する次の場合とする。</u></p> <p>① <u>いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 など <p>② <u>いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、学校又は教育委員会の判断による。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 学校又は教育委員会による調査</u></p> <p>① <u>重大事態の市長への報告</u></p> <p><u>学校は、重大事態が発生し、それを認知した場合、速やかに教育委員会を通じてその事態発生について市長に報告する。</u></p> <p>② <u>調査の趣旨及び調査主体</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校又は教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止のため、法第28条第1項の規定に基づく調査を行う。</u> ・ <u>学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査主体や調査組織の内容について判断する。</u> ・ <u>調査主体は、学校又は教育委員会となるが、学校主体の調査では必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会において調査を実施する。</u> <p>③ <u>調査を行うための組織</u></p> <p><u>ア 学校が調査主体となる場合</u></p> <p><u>法第22条の規定に基づき設置されている各学校の組織を中心に、校長の指揮の下、調査を</u></p>
--	--

行う。その際、教育委員会は、必要に応じて学校に対して助言、指導及び支援を行う。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき設置する尼崎市いじめ問題対策審議会が、教育委員会の諮問に基づき、調査を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが起こった背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

・学校又は教育委員会は、調査を行う組織に対して、積極的に資料提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

・いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に調査を実施する。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒に対し、適切な指導を行い、いじめの行為を止める。

・いじめを受けた児童生徒に対し、事情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

・いじめを受けた児童生徒の家庭の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該家庭と今後の調査の進め方等について協議した上で、調査に着手する。

⑤ いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対する情報提供

・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児

児童生徒及びその家庭に対し、調査により明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明する。

・学校又は教育委員会は、当該情報を提供する場合、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。

・学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報提供する場合、方法、時期などについて、必要な助言、指導及び支援を行う。

⑥ 調査結果の報告

・学校又は教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

・学校又は教育委員会は、上記⑤の説明結果を踏まえ、いじめを受けた児童生徒又はその家庭が希望する場合、児童生徒又はその家庭自らが所見をまとめた文書を調査結果報告書に添えて市長に送付する。

・学校が市長に報告等を行う場合、教育委員会は、必要な助言、指導及び支援を行う。

(3) 市長による再調査及び再調査結果を踏まえた措置

① 再調査

・上記(2)－⑥の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づく尼崎市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

・再調査の報告についても、学校又は教育委員会による調査と同様、市長は、いじめを受けた児童生徒及びその家庭に対し、調査の状況及び結果について適時、適切な方法で説明する。

② 再調査結果を踏まえた措置

・市長及び教育委員会は、再調査結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の発

<p>(9 その他 へ移行)</p> <p>参考資料 略</p> <p>別紙「いじめの防止等に係る取組」</p>	<p><u>生防止のために必要な措置を講ずる。</u> <u>・再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告する。</u></p> <p>12 その他</p> <p>本市の基本方針の内容については、国の見直し状況や本市の取組み状況などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。</p> <p>参考資料 略</p> <p>(新設)</p>
--	---